

入札にあたっての留意事項について

入札執行にあたり、下記の事項をあらかじめお読みいただき、円滑な執行にご協力願います。

記

- ※ 入札参加者は、須崎市契約事務規則、その他関係法令及び須崎市における指名競争入札参加者の入札心得、須崎市における一般競争入札参加者の入札心得並びにその他契約に必要な条件を熟知、承諾のうえ、入札してください。
- ※ 代理入札の場合、委任状のチェックを受けてから投かんをしてください。
- ※ 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額の100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札金額とします。ただし、100分の10に相当する額に一円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とします。
入札者は、消費税にかかる課税事業者であるか、免税事業者であるかにかかわらず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する額を入札書に記載してください。
- ※ 工事番号、工事名（業務番号、業務名）は、正確に記入してください。
- ※ 金額の頭には、必ず¥（円マーク）を記載してください。
- ※ 金額を訂正したものは全て無効扱いとなります。また、金額を絵取ったもの、不鮮明なものは、原則として無効になりますので、投かん前に、今一度確認をしてください。

以上